事業年度	平成30年度
工事種別	改修工事(機械設備工事)
工事番号	こども工-10

工事名可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事

注意事項

この内訳書の工事項目及び数量は、積算する上での<u>参考</u> 資料です。

積算の際は、設計図面にて工事項目及び数量を拾い出し 積算して下さい。

可児市 こども健康部 こども課

当初 設計書

工事番号	こどもエ-10	工事箇所	可児市 瀨	田 地内	施設名		可児市	下立瀬 日	田幼稚園	
工事名	可児市立瀬	田幼稚園保	育室等空調	設備設置工事	•	•				
	理	由				エ	事	概	要	
	夏場において 保つため)の 備する。			·空調設備設置 空冷ヒートポ 空冷ヒートポ	ンプエアコン					
				詳細は設計図	図及び特記化	上様書は	こよる。			
金	額				円 P	内消費和	说相当額	預		円
				特記	仕 様 書				_	

1. 一般事項

- (1) 受注者は、工事請負契約書、可児市建設工事共通仕様書及び特記仕様書に基づき施工するものとする。なお、特記仕様書は共通仕様書に優先する。
- (2) 受注者は、本工事が「可児市工事品質証明実施要領」の対象となる場合、要領に基づき品質の証明を実施しなければならない。
- (3) 受注者は、受注時、変更時、完成時の各時点において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を提出し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金500万円未満に変更する場合には変更時登録を行うものとする。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。
- (4) 提出・提示書類は別添「可児市建設工事における取扱い書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合 簿(指示、協議、承諾は除く)、材料確認簿、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、別添様式に基づき、電 子メールにて提出するものとし、書面には署名または押印する必要はないものとする。これらに定めのない事項につ いては、監督員と協議する。
- (5) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51条)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改定平成22年3月18日付け国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提供するものとする。

機 種	備考
一般工事用建設機械	
・バックホウ	ティーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw
・トラックシャベル(車輪式)	以下)を搭載した建設機械に限る。
・ブルドーザ	
·発動発電機(可搬式)	
·空気圧縮機(可搬式)	
・油圧ユニット	
(以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に、独	
立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているも	
の:油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧	
式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リーバ、サーキュー・ションは出し、オールケーシング掘削機、リーバ、サーズ連続開放工	
バーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工	
機、全回転型オールケーシング掘削機)	

・ローラー類

(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ)

・ホイールクレーン

・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの。

・排出ガス対策型建設機械として指定をうけたもの。

2. 産業廃棄物の適正処理について

- (1) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。
- (2) 建設発生土については、工事間流用とし、流用先は監督員が指示する。都合により工事間流用ができなくなった場合は、別途協議する。ただし、建設発生土が100m3未満の場合はこの限りではない。また受注者の都合により処分場を変更する時は監督員に報告するものとする。

3. 使用材料

(1) アスファルト再生合材について

本工事で使用するアスファルト再生合材には「ささゆりクリーンパーク溶融スラグ」を混入するものとし、使用にあたっては、「溶融スラグの土木資材への利用に関するガイドライン(可児市)」によること。

- (2) コンクリート二次製品について 本工事に使用するコンクリート二次製品については、ささゆりクリーンパーク溶融スラグ混入資材を使用するものとし、 施工前に溶出試験結果等の品質を証明する書類を提出し、監督員の許可を得ること。
- (3) 生コンクリートについて 本工事に使用する生コンクリート(均しコンクリートを除く)については、水セメント比60%以下とし、品質を証明する書 類を提出して、事前に監督員の許可を得ること。

4. 工事施工について

- (1) 契約書18条第1項第1号から5号に係る設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行うこと。
- (2) 受注者は、工事着手に先立ち、現場付近の地元住民等に対する周知、説明、説得等を行い、トラブルの生じないよう努めること。
- (3) 工事による既設構造物の破損については、未然に防止するよう予め十分調査をし、また、支障を及ぼさないよう相当の防護工を施工しなければならない。なお、誤って損傷を与えた場合は、請負人の責任において復旧しなければならない。調査に際しては、記録保存の必要を認めた場合は写真撮影、測量等を行わなければならない。
- (4) 工事着手前に、可児市基準点(世界測地系)を用い、境界(座標)を確認すること。また、特に指示しない限り、構造物を官民境界とするため、官民境界と構造物の位置を示した図面等にて施工した構造物が民地を侵していないことを報告すること。
- (5) 施工区間と現道との取付については、交通の支障とならないよう充分留意すること。
- (6) 必要に応じ交通誘導警備員を配置し、安全を期さなければならない。また、夜間の安全確保についても十分な対策を施すこと。

5. 工事保険について

本工事において、発注者、受注者及び全下請人を被保険者として、工事着手から工事目的物の引渡しまでの期間について、賠償責任保険(保険対象:第三者に与えた損害)及び工事保険(保険対象:工事目的物、工事材料及び仮設物等)に加入するものとする。

- 6. ワンデーレスポンスの取組について
 - (1) この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事です。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議、報告、承諾願、立会願等への回答は、基本的に「その日のうち」 に回答するよう対応することです。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議 のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
 - (2) 実施にあたっては、可児市工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領に基づき実施する。
 - (3) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合や計画工程と実施行程を比較照査し、差異が生じた場合は速 やかに監督員へ報告すること。
 - (4) 受注者は、施工計画書に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら、施工するものとする。
- 7. 電子納品について

「岐阜県電子納品要領」等に基づき、電子納品を行うこと。なお、電子納品の内容については、監督員と事前に協議し、決定すること。

- 8. 暴力団等による不当介入における通報義務について
 - (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報するとともに、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年可児市訓令甲第47号)に定める様式第9号により可児市に報告しなければならない。なお、通報・報告がない場合は、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
 - (2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に工事等を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

9. 現場代理人の兼務について

現場代理人は、工事請負契約約款第10条第2項の規定により、契約工期内の現場常駐が義務付けられているが、契約締 結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止し ている期間については、監督員との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和するものとする。 また、以下の条件を全て満たす場合に、他工事の現場代理人又は専任でない主任技術者を兼務することができる。

- 1.他工事は、可児市発注の建設工事で、工事現場が市内であること
- 2. 他工事においても、本工事と同様に現場代理人の兼務を認めていること。
- 3.兼務を行う工事の総数が、本工事を含めて3件までであること。
- 4. 兼務を行う工事の請負代金額の合計が2,500万円未満であること
- 5. 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。

なお、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある場合、及び、発注者との連絡体制が確保されていな いと監督員の認めた場合は、兼務を取り消すものとする。

現場代理人が兼務となった場合は、本工事の監督員及び他工事の監督員の双方に、現場代理人兼務届を提出しなけれ ばならない。

10. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材搬入、仮設工事等が開始されるまでの 期間)については主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日について は、請負契約締結後、監督職員と打ち合わせにおいて定める。

また、工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)事務手続き、後片付け等のみが残っ ている期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は発注 者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

11. その他

- (1) 日常の保育業務に支障が生じないよう、施設側と十分調整を図って工事工程を作成して下さい。 出来るだけ調整は行いますが、作業の内容によっては平日の昼間にできない場合があります。
- (2) 夏季の冷房稼働時期までに試運転調整を終えるよう工程の調整をして下さい。
- (3) 前払金は請負代金の10分の4(1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる)を限度に平成30年度 に支払うこととします。なお、前払金は必ず平成30年度内に支払上限額まで請求して下さい。

その他図面特記仕様書による。

記号	I	事	名	称		:	——— 摘	要	数	量	単位	単	価	金	額	備	 <u> </u>
	可児市立瀬	田幼稚	園化	呆育室等 空	≧調設備	設置工事	•										
Α	建築工事									1.00	式						
Е	電気設備工	事								1.00	式						
М	機械設備工	事								1.00	式						
	直接	工事費	ţ	計						1.00	式						
	共通仮設費	ł .								1.00	式						
	純	□事費		計													
	現場管理費									1.00	式						
	工事	事原価		計													
	60 6 0 TO #	1 55 A 10	ı er							4.00	_15						
	一般管理費			<u>-1</u>						1.00	式						
		事価格	Ē	iΤ													
	消費税相当	安百								1.00	式						
	/万莫/儿/山二									1.00	10						
	经	合	言	†													

	名 称	内 容	数量	単位	単 価	金 額	備考
А	建築工事						
	天井点検口	450 × 450	12.0	箇所			
	軽量下地	軽量下地	8.0	m 2			
	内装ボード張り	t9.5	8.0	m 2			
	クロス張り		8.0	m 2			
	同上下地	A種	8.0	m 2			
	引違い木製戸	1990*2205	1.0	式			
	計						
	改め計						

	名称	内容	数量	単位	単 価	金額	備考
E	電気設備工事						
	厚鋼電線管 (露出)	G P - 70	16.0	m			
	厚鋼電線管 (露出)	G P - 54	86.0	m			
	厚鋼電線管(露出)	G P - 22	36.0	m			
	電線ケ-ブル	EM-CET 60sq	12.0	m			
	電線ケ-ブル	EM-CET 38sq	18.0	m			
	電線ケ-ブル	EM-CET 38sq+E8sq	74.0	m			
	電線ケ-ブル	EM-CE 5.5sq-4C	36.0	m			
	プルボックス(SUS)WP	300 × 300	4.0	個			
	引込計器盤(SUS)WP	P L - M	1.0	面			
	動力盤(SUS)WP	P-1	1.0	面			
	動力盤(SUS)WP	P-3	1.0	面			
	動力盤(SUS)WP	P-4	1.0	面			
	配管塗装費		1.0	式			
	計						
	改め計						

	名 称	内容	数量	単位	単 価	金 額	備考
M	機械設備工事						
m-1	空調機器設備工事		1.0	式			
	空調配管工事		1.0				
m-3	撤去工事		1.0	式			
	計改め計						

	名称	内容	数量	単 位	単 価	金額	備 考
m-1	空調機器設備工事						
	空冷ヒートポンプエアコン AC-1	PLZ-ERMP140ER同等品 C:12.5kw H:14.0kw	5.0	台			
		PCZ-ERMP112KR同等品					
	空冷ヒートポンプエアコン AC-2	C:10.0kw H:11.2kw PCZ-ERMP140HR同等品	3.0	台			
	空冷ヒートポンプエアコン AC-3 空冷ヒートポンプエアコン 室内機	C:12.5kw H:14.0kw	1.0	台			
	全冷と一トホンノエアコン 至内機 据付費	C:12.5kw H:14.0kw	5.0	台			
	同上室外機 据付費	C:12.5kw H:14.0kw	5.0	台			
	空冷ヒートポンプエアコン 室内機 据付費	C:10.0kw H:11.2kw	3.0	台			
	同上室外機						
	据付費 空冷ヒートポンプエアコン 室内機	C:10.0kw H:11.2kw	3.0	台			
	据付費 同上室外機	C:12.5kw H:14.0kw	1.0	台			
	据付費	C:12.5kw H:14.0kw	1.0	台			
	リモコン設置		9.0	台			
	±1						
	計						
	改め計						

	名 称	内 容	数量	単位	単 価	金 額	備 考
m-2	空調配管工事						
	冷媒管 液管	9.5 t=8	220.0	m			
	冷媒管 ガス管	15.9 t=20	220.0	m			
	ドレン管	VP 25	27.5	m			
	ドレン管	VP 40	40.0	m			
	コア工事	100	28.0	箇所			
	冷媒管 保温工	屋内露出 カラー鉄板 100A	29.0	m			
	冷媒管 保温工	屋外露出 SUS鋼板 100A	68.0	m			
	ドレン管 保温工	VP 25	26.0	m			
	ドレン管 保温工	VP 40	45.0	m			
	防火区画貫通処理		14.0	箇所			
	連絡線	EM-CEE1.25 -2C	220.0	m			
	計						
	改め計						

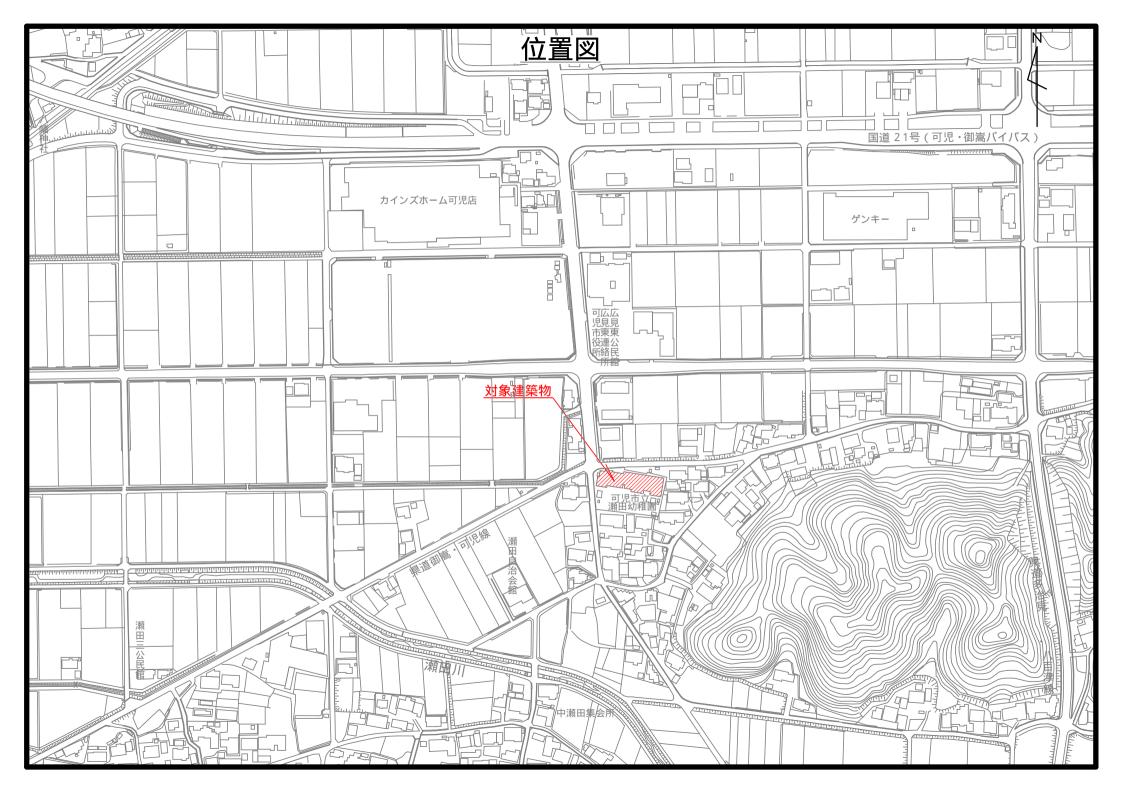
	名称	内容	数量	単位	単 価	金 額	備考
m-3	撤去工事						
	空冷ヒートポンプエアコン	天井吊露出型 12.5kw 14.0kw	1.0	台			
	同上室外機	12.5kw 14.0kw	1.0	台			
	処分費	ガス回収破壊込み	1.0	式			
	計						
	改め計						

特記仕様書 (条件明示)

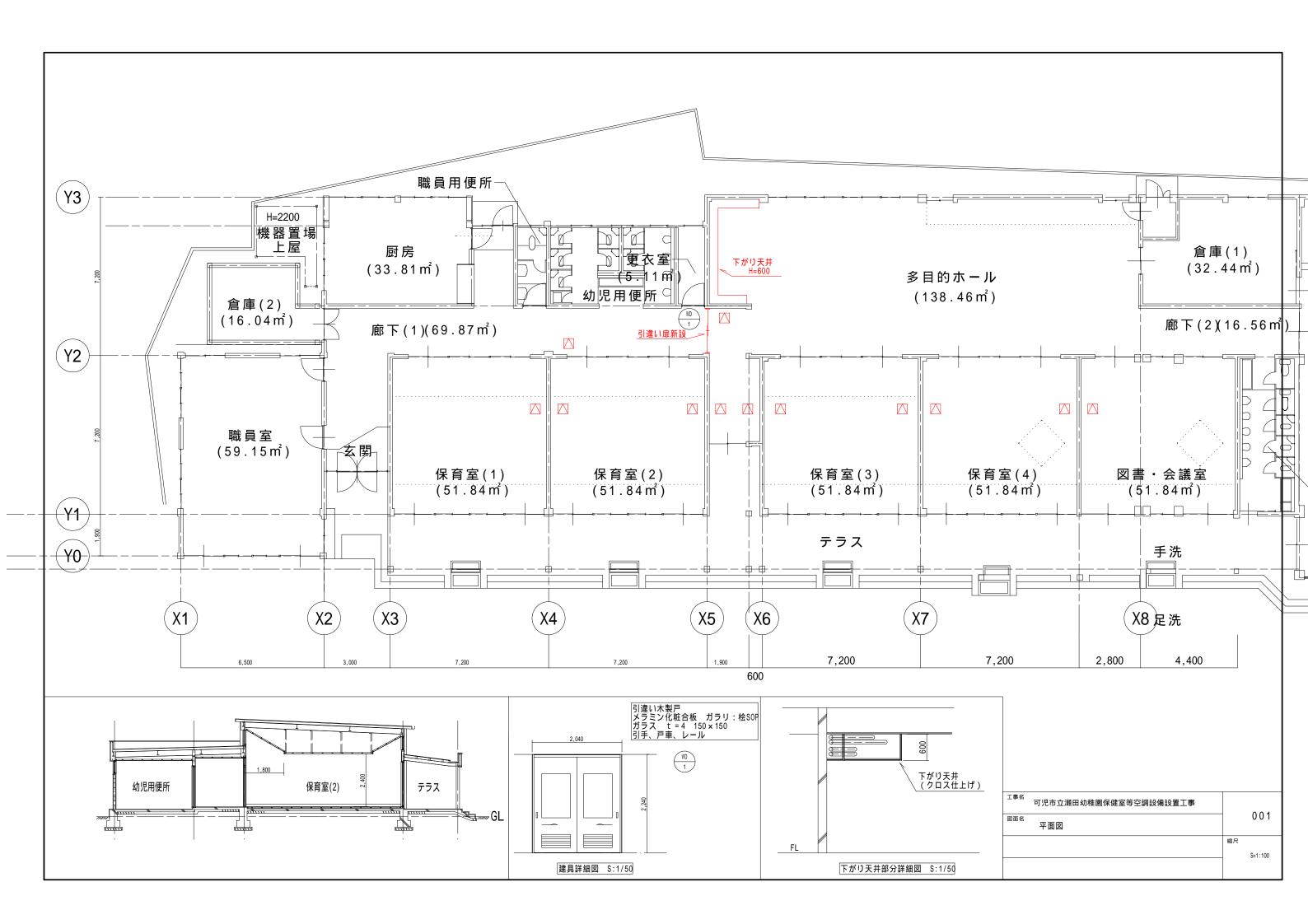
工事名 <u>可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事</u> 下記項目、事項のうちレ印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。 なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、市と協議し適切な処置を講ずる

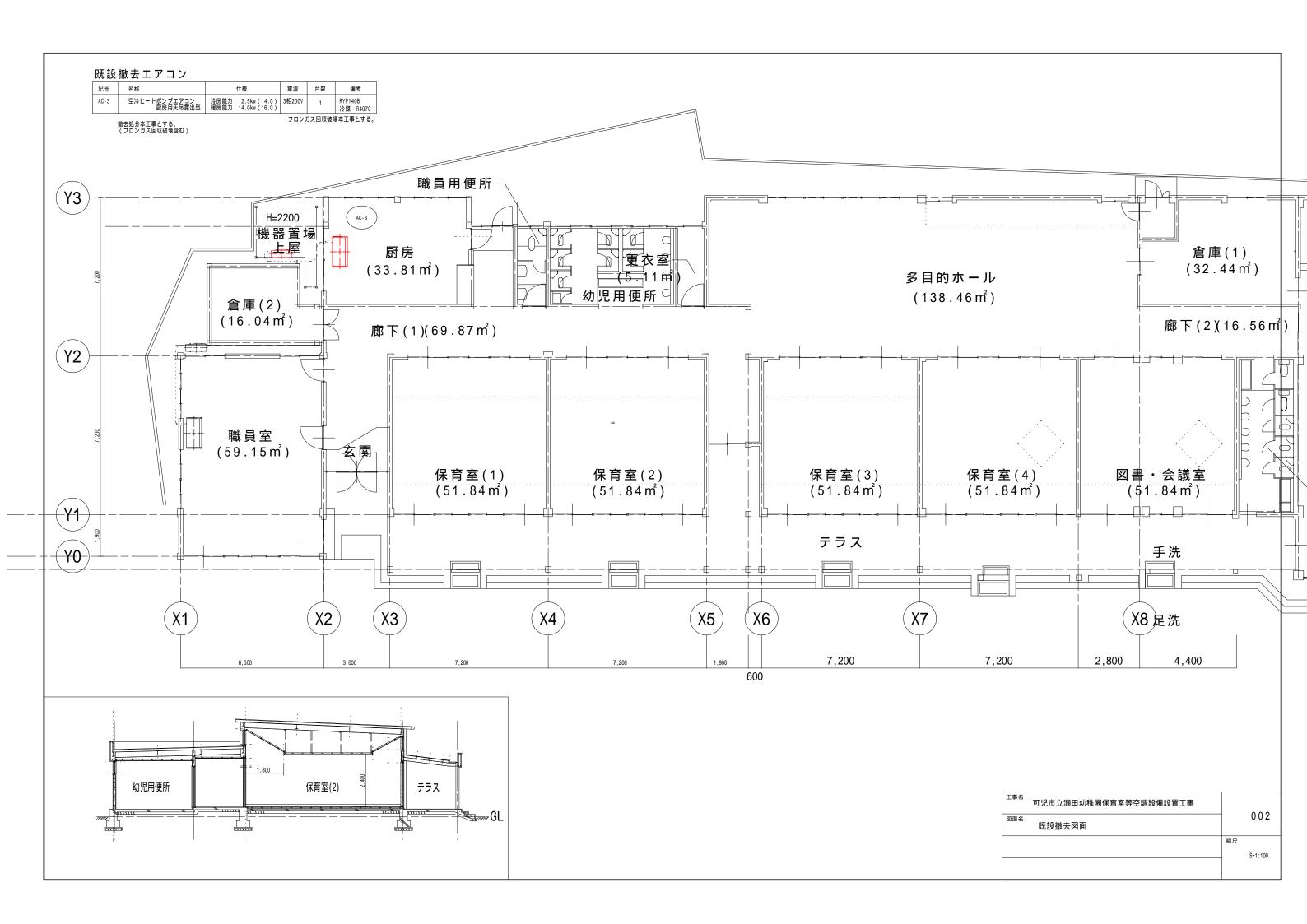
施工条件		のとする。		
明示項目	B)	月示事項		約条件等
工程	1	. 関連する別途発注工事あり		A . 工種 (
	-			B.期間(~
	2	. 他機関協議による工程条件あり		A . 工種 (B . 期間 (~
<u> </u>				B. 期间(A. 協議済機関及び内容(
	3	. 他機関との協議状況	<u> </u>	B . 未協議機関及び内容 (
				A . 許可済
	□ 4	. 占用許可状況 ()		B . 申請中
		77.00.74.47		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	5	. 建築確認		B.申請中
•	1 6	. 河川区域、保全区域内作業あり		A.許可済
•		. 州川区域、体主区域内下来の5		B.申請中
	7	. 文化財協議(教育文化財課)		A.協議済内容(
L				B.未協議内容(
		. その他		A. その他(一部の工種については期間制限あり
用地	n 1	. 用地補償物件撤去まで着工制限あり		A . 区間 (N O
•	_			D. 有工允应时期(C. 内容(
	2	. 工事用地の未買収		A . 場所 (
l l	∎Ī	. 14/11-00/NR-IX		B. 処理の見込み時期(
				C . 未買収地への立ち入り可否。
	3	. 仮設ヤードの有無		A . 官有地
				B . 民有地
	_			C . その他 (
_				D.別途協議
		. その他		A . その他 (
公 害 対 策	1	. 施工方法の制限あり		A . 騒音(利用者に支障がないよう配慮すること
	2			B.振動(利用者に支障がないよう配慮すること C.水質(
				C . 小貝(D . その他(
<u> </u>	D 2	. 事業損失防止に関する調査あり	6	A . 調査の項目 (
		. 環境影響調査あり		A.生物・植物調査あり
				A.アスベスト含有材あり
	4	. その他		B.フロン回収あり
				C . その他 (
安 全 対 策		. 交通規制あり		A . 全面通行止め
				B . 片側通行止め
	_	`Z\\ D + 12		C.時間制限あり(
l l		. 通学路あり		A.迂回路あり
<u> </u>	2	. 交通整理員		B . 仮設歩道必要 A . 区間 (N C ~) 配置人員 人/日
		. 文地登珪貝		B. 区間 () 配置人員 人/日) 配置人員 人/日
l l				D. 区間(NC)配置人員 人/目
				D. 交替要員あり
 	3	. 鉄道等の近接作業制限あり		A.工法制限あり(
<u> </u>	_			B.作業時間制限あり(
	4	. バス路線(運行者との協議)		A.協議済内容(
				B . 未協議内容 (
		. その他		A . その他 (
工事用道路		. 一般道路(搬入路)の使用制限		A . 搬入経路指定あり B . 時間帯制限あり
<u> </u>	2	. 仮設道路の設置条件あり		B. 中间市制限のリ A. 一般交通供用あり
	4	. IX 設理的の設置条件のり		B. 安全施設必要 (
				C.路面工(
				D . 工事完了後存続又は撤去 (
	_			E . 構造 (
				F.用地(借地)
				G . 用地 (公用地)
		= - 11		H.用地(その他)
		. その他		A . その他 (
	2	. 仮設物の指定又は一部指定あり		A . 工種 (
l li		. 仮設構造物の転用、兼用あり	H :	A.工種(B.内容(
	ПЗ	. その他		B . 内谷 (A . その他 (
	- 3	. てい _世	, LL	A. TUIE (

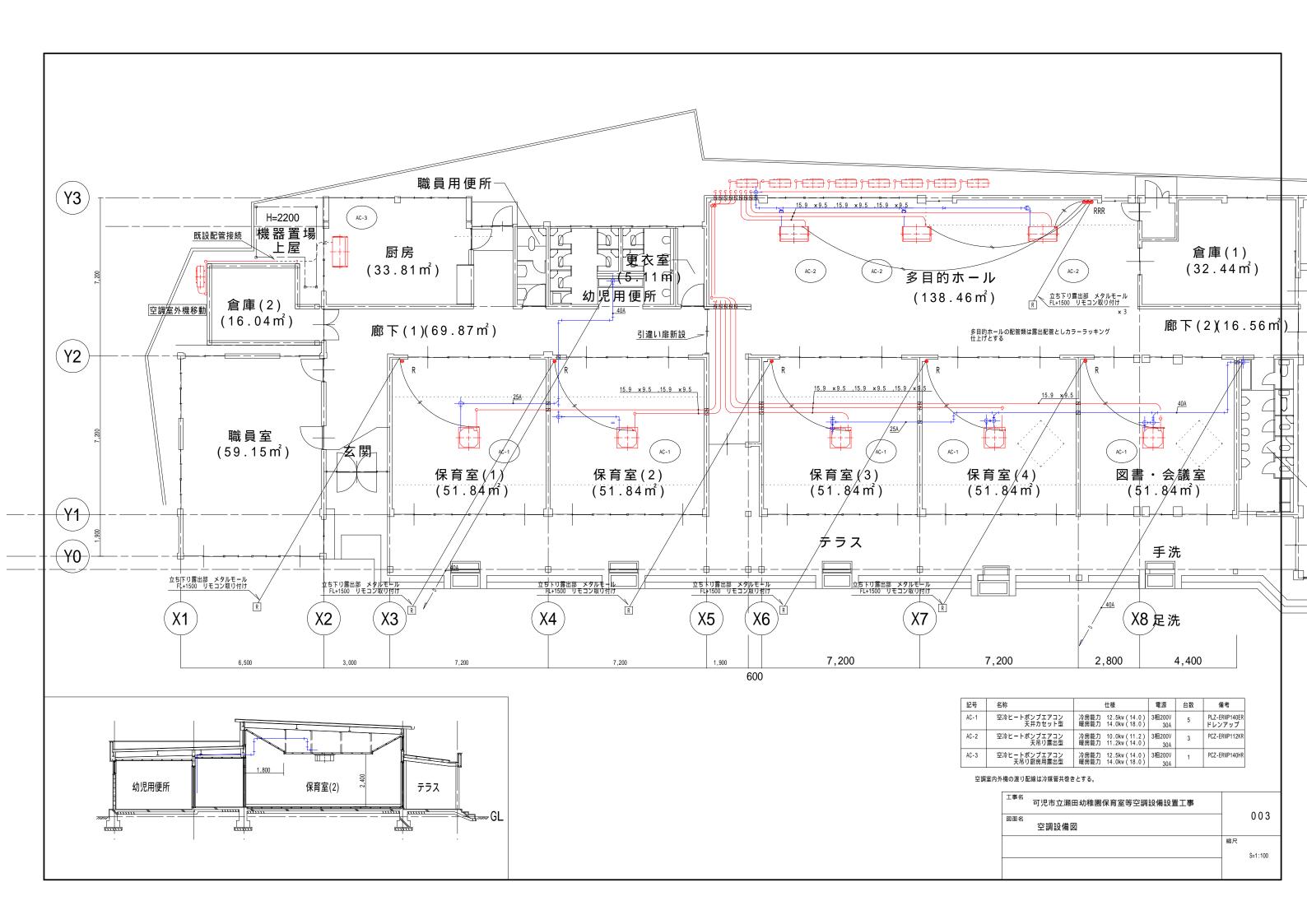
明示項目	明	示事項	制約条件等	
		然 生十孙笙の右动利田 海正加理专口	□ A.運搬距離 (□ B.投棄料計上あり	K m
		発生土砂等の有効利用、適正処理あり 「場所が未確定]	■ B . 投業科訂上のリ ■ C . 整地(押土、敷均、締固等)必要	
		[場門が木唯足]	□ D.整地(押土、敷料、静画等)必要	
			□ A . 盛土、埋戻	
	2	発生土砂等の有効利用、適正処理あり	■ R . ストックヤード利用あり(
	□ r é	工事へ流用]	□ C. 仮置場必要(
	-	T WE'D]		K m
			■ E.仮置場の用地借上費計上あり	
			□ A.場所(
			■ B . 盛土、埋戻	
			■ C.整地(押土、敷き均し、転圧)あり	
		発生土砂等の有効利用、適正処理あり	■ D.ストックヤード利用あり(
		[他工事へ流用、または処分地指定]	■ E.仮置場必要(
				K m
			■ G.仮置場の用地借上費計上あり	
			■ H . 処分料計上あり	
			■ A.他工事名(
			■ B.請負者運搬あり(運搬距離	
		発生土砂等の有効利用、適正処理あり	■ C .盛土、埋め戻し	
	_	[他工事からの流用]	■ D.ストックヤード利用あり(
設(産業)廃棄			□ E.仮置場必要(
•	系		□ F.仮置場の用地借上費計上あり	
	-	在坐京客柜 6 知 四 夕 <u>从</u> + 13	□ A . 種類 (
		産業廃棄物の処理条件あり	□ B.場所(17
		[特別管理産業廃棄物]		K m
	-		□ D.処理費計上あり	
	□ 6 .	浄化槽、汲み取り便槽の取壊し処分あり	□ A . 槽内洗浄必要	
	+		■ B . 可児市環境課と打合せの必要あり	
	7 .	「可児市が発注する公共工事から発生する	■ A . 産業廃棄物管理票(マニフェスト) ■ B . 建設発生土処理地の関係図書	
		棄物適正処理について」に基づく提出・提		
	書類	(あり	'' ☐ C . コブリス ☐ D . フロンガス	
			■ D . フロフガス ■ A . 移設時期(H 年 月頃)	
	□ 1 .	占用支障物件あり(電気)	□ B.移設時期(別途協議)	
			□ A . 移設時期 (H 年 月頃)	
	□ 2 .	占用支障物件あり(電話)	□ B.移設時期(別途協議)	
	-		□ A . 移設時期 (H 年 月頃)	
	L 3.	占用支障物件あり(水道)	□ B.移設時期(別途協議)	
	Пи	上田士丞物件本17(工业学)	■ A.移設時期(H 年 月頃)	
事支障物	‡ 4 .	占用支承物件あり(下水道)	■ B.移設時期(別途協議)	
	Пс	上田古暗物件をロノガフト	■ A.移設時期(H 年 月頃)	
	ப ၁ .	占用支障物件あり(ガス)	■ B.移設時期(別途協議)	
	- 6	占用支障物件あり(マンホール蓋、仕切り弁蓋等	■ A.管理者による高さ調整 ()
		ロルス呼がけのり(ひかが量、圧切り弁量号	■ B . 請貝看による尚さ調整 ()
	D 7	占用支障物件あり(その他)	□ A . 移設時期 ()	
			□ B.移設時期 (別途協議)	
		その他	□ A . その他 (
水工関	_₹ □1.	濁水、湧水処理条件あり	□ A . 方法 (
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	£ □ 1 . □ 2 .	その他	■ A . その他 (
			□ A . R C	
. + + + /	. Ы	五件++/使用+6字 + 12	■ B . アスファルト再生合材 (30% 再生)	
生材使用及び溶融ス	۱ ا <mark>ت</mark> ا ۲	冉王材使用指定めり	□ C.アスファルト再生合材(100%再生)	
•			□ D.溶融スラグ使用あり(□ E. 更生材を使用できない場合別途控業	
	Пэ	Z.O./H	□ E . 再生材を使用できない場合別途協議	
		その他	□ A . その他 (□ A . 品名 (
	□ 1 .	現場発生材あり		
	H		□ B.納入場所(
	2 .	支給材あり	□ A . 品名 (□ B . 引渡し場所 (
	+-		□ A.仮設費(
0	t		□ A . 1以政員(□ B . 安全費(
	□ 3 .	イメージアップあり	□ C . 営繕費 (
			□ C . 昌縉員(□ D . 特別なイメージアップ(
	Пи	「可児市工事品質証明実施要領」該当あり	■ D . 行劢はイメーシアップ (■ A . 品質証明員の配置あり	
		・ 可元巾工事の員証明美施安領」該当のり その他	□ A . 品質証明質の配量のり □ A . その他(



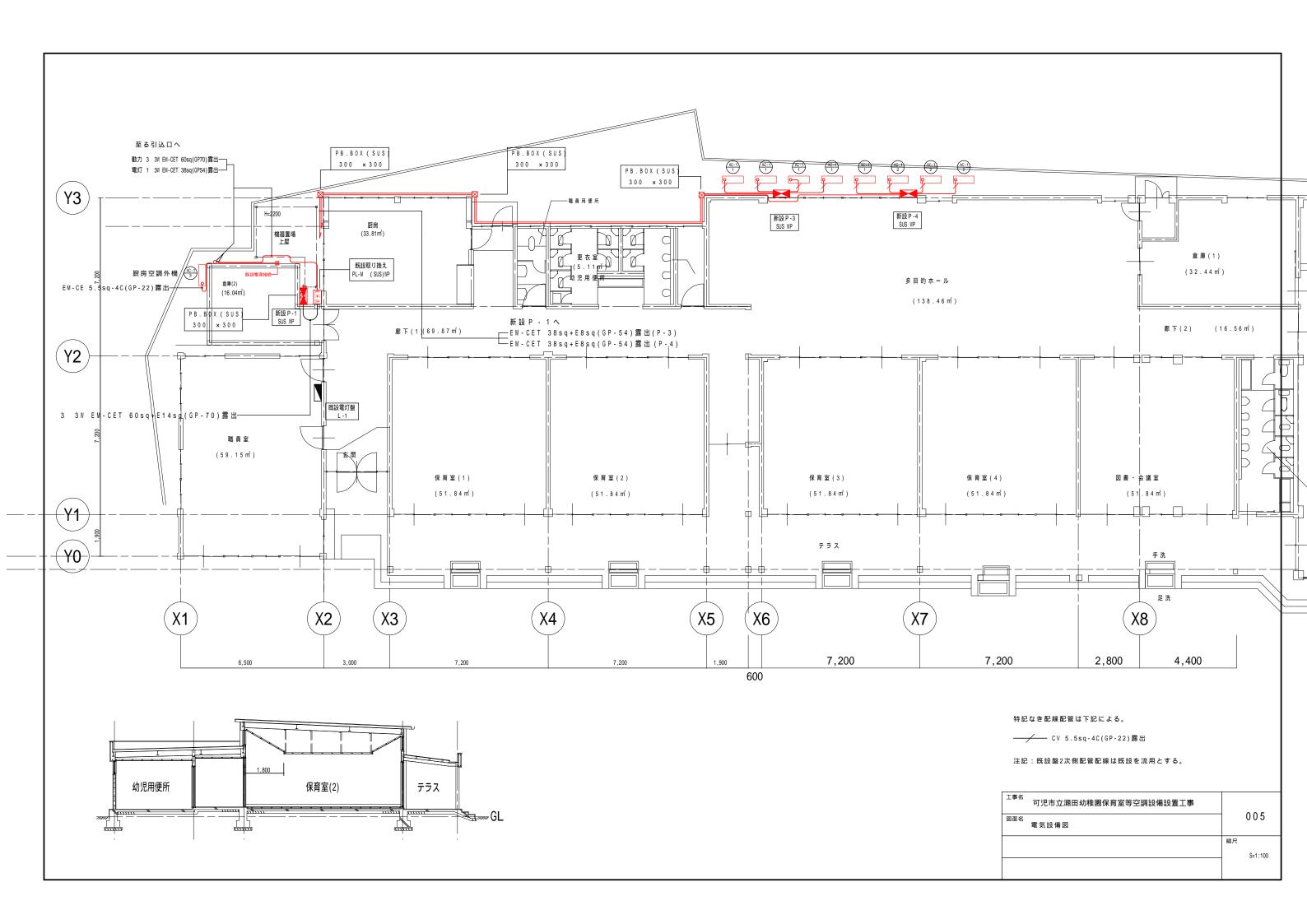
5	Ⅱ 工事仕様		章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	
可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事	1 . 共連任様 1) 図面及び本特記 	仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の標準仕様書等によ 印のついたものを適用する。 事標準仕様書(横規設備工事編)(平成28年版)(以下「標準仕様書」という。) 修工事標準仕様書(機規設備工事編)(平成28年版)(以下「改修標準仕様書」という。) 修工事標準四(機械設備工事編)(平成28年版)(以下「複準図」という。) び選集工事を不工事に含む場合は、それぞれの特記仕標を通用する。 工事の特記仕様書は(/) 図による。	②施 工 図 等	本工事で作成する施工図等のうち、次の原図及びその複写図(1部)を監督職員に提出する。 ただし、製作図等で原図として提出ができないものは、原図に作りるものとしてよい。 なち、独工の壁での英化性になる、対域特性に関えば同様には、数23年で発生する。	2.ばいじん量測定日空 3.ばい煙濃度計取付	l 設ける (測定口は 8 0 mm以上とし、取り付け箇所は煙道の直線部とする) ☆ ・ 設ける ・ 設けない	
	〇 公共建築丁 〇 公共建築丁	[事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)(以下「標準仕様書」という。) 双修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)(以下「改修標準仕様書」という。)	般	ため、施工関等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。 機器整作図 試験機構書 一式、機器・配管固定の施工図 一式	気 調 4.ダ ク ト	・低圧ダクト ・ コーナーボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分) ・ アングルフランジ工法	
概 要 事場所 可児市瀬田981番地	2)電気設備工事及かれる 電気設備	27年上事標平図(授機設権上事編)(平成 28 年版)(以下「標平図」という。) び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。 工事の特記仕様書は(/ ソート図、建築工事の特許仕様書は(/ イート図による	河 ③完成図等	標準仕様書によるほか以下による。 CADテータはオリジナル形式及びPDF形式とする(PDFは1ファイルにまとめる)。 縮刷製本を作成する。保全に関する資料とともに部数等は監督職員の指示による。	和 設 備 5.チャンバー	・ 高圧1ダクト (適用範囲は図示による。)	
津物概要 国:国有財産法延面積(m2) 建:建築基準法延面積(m2)	2.特記仕様 2.特記仕様 3.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1	上事が行むには電は(/ /) 図、建業上事が行むに後書は(/ /)図による。 印の付いたものを適用する。 選択する事頃は、○印の付いたものを適用する。 地震防災策域化地域内における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による注意 た場合、受社者は人身の保護の女全な整備に必要な構強、落下防止等の保全措置を講する 中断などの措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第26条(臨機の措置) れるものとする	事	編刷製本を作成する。保全に関する資料とともに部数等は監督職員の指示による。	3.542//-	(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空頭調和機に取り付けるサプライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音 内貼したチャンパーには、寸法(・約400×600H・約550×750H)	
建物名称 構造及び階数 国:延面積 建:延面積 消防法施行令の適用 耐震区分 備 考 「児市立瀬田幼稚園 鉄骨造 平屋建 別表第一(6)項	2)特記事項のうち 3)東海地震に係る	選択する事項は、〇印の付いたものを適用する。 地震防災対策強化地域内における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による注意	項 ④総合調整	○ <u>本工事とし下記項目の測定表を提出する。</u> ・ 別途とする。		の点検口を設ける。 (3)外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水の滞留のないよ	
	↑ 情報が発せられ - とともに、工事	た場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講する 中断などの措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第26条(臨機の措置) ****・8・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4・4		本工事として記頃目の測定表を提出する。 別途とする。 調整項目(測定師所等は監督範員の指示による。 、	6.ダンパー	JICIET 9 80	
	章 項 目	特 記 事 項		・飲料がの小貝の別た・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0.757	復帰方式(・遠隔・・・) 定格入力はDC24V 0.7A以下とする。	
] ①発生材の処理等	・特別管理産業廃棄物 (・・・・・・・・・・)	15.電 動 機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、 製造者規格による標準品としてよい。	7.風量測定口	(2) ピストンダンパー 復帰方式 (・ 遠隔 ・) 取付位置 ・ 図示した位置 ・	
事種目(①印の付いたものが対象)	- — 前G	・ 再生資源化を図るもの (・ 塩ピライニング調管 ・ ・ ・ ・ ・) ・ ・	⑥電源周波数 ⑦容量等の表示	○ 6 0 Hz ・ 5 0 Hz (1)機関額の能力 容量等は表示された数値以上とする	8配管材料		
建物別及び 工事種別 展外 関合] //X	- たたし(特別官理産業廃業物 再生資源化を図るもの)の機出処理賞は別述とする。	_	(1)機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2)電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。 光程性場の必能では10年できたけれた。2.4.4 20年20月半日間は、成下状況 2.0.4.4 年底		(1)蒸気管 給気管 ・ 配管用炭素鋼鋼管 (黒) S c h 4 0 選管 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 (黒) S c h 4 0 上力配管用炭素鋼鋼管 (黒) S c h 8 0 ・ 配管用炭素鋼鋼管 (黒) S c h 8 0	
空気調和設備 改設一式 改設一式	_ 六 2.特定建設資材の 通 再資源化等	本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設 適材の両遺液化等の素施について適正で指置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやさる得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難い場合は、監督職員と協議	⑧耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版 (国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。 (1)機器の歴付け及び報付		(3) (2温水官 ・ 配官用灰系綱鋼官 (日) ・ ステンレス鋼管 (SUS304)	
	事	長村の行兵はい事情により、工事契約時に予定した条件により難い場合は、監督職員と協議 協議する。		報託 前 水 中域 かい		・ 架橋ボリエチレン管(20A以下)(4)冷却水管・ 配管用炭素鋼鋼管(白)	
動制御設備	項	また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした た施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。		乗じたものとする。 設計用標準水平震度		(5)空調用排水管 ジ (P(外部・カラーヤ)) (6)分類音 (7)起表音、空気抜き管及び膨張タンクよりポイラー等への補給水管は配管用炭素鋼鋼管	
水設備		(1)分別解体の方法 「程」作集内容 小新桑 建築設備工事		部 位 機器種別 特定の施設 () 一般の施設 重要機器 一般機器 重要機器 一般機器		(日)とする。	
水設備 湯設備]	- 前梁 連発戦権工事 - 増発 ・ 増発 ・ 手作業 - 修繕 ・ 無 ・ 手作業 機械作業併用		上層階 機器 2.0 1.5 1.5 1.0 屋上・及び 防振支持の機器 2.0 2.0 2.0 1.5	9.弁 類	塩ピライニング鋼管(VA又はVB)	
火設備 男設備 男 日本		・ 操機替 (2)特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設		<u>塔屋 水槽類 2.0 1.5 1.5 1.0 </u> 機器 1.5 1.0 1.0 0.6	9.升 規	(1)冷温水コイル廻り(標準図)の弁は(・・仕切弁・・パタフライ弁)とする。 (2)蒸気加熱コイル廻り(標準図)の弁は仕切弁とする。 (3)ファンコイルユニットと冷温水管の接続部(後・選)には、ボール弁を取付ける。 また、ファンコイルユニットには、流量調整弁を設置する。	
ス設備 比権設備]	特定建設資材廃棄物の種類 再資源化等をする施設名称 所 在 地 ・ コンクリート 建筑仕様単による		中間階 防振支持の機器 1.5 1.5 1.5 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0	10.温度計・圧力計		
······································]	・ コングリート及び鉄から成 る建設資材 ・ 木材		地階・1階 機器	10. 温度前 * 圧力前	機材名 計測部位 温度計 温度計 圧力計 の種類 入口側 出口側 入口側 出口側 日側 日側 日側 日側 日側 日側 日側	
]	・ アスファルト・コンクリート ・ 廃せっこうボード		上層階とは2-6階建の場合は最上階、7-9階建の場合は上層2階、 10-12階建の場合は上層7階、13階以上の場合は上層4階とする。 中間階とは地階、1階を除く自階で上層階に該当しないもの。		冷凍機 冷却水 円形指示計	
邓分 · ⊙ 無 · 有 ※部分:		届出に係る事項の説明時に上記を異なる施設(同種の再資源化等を行う施設に限る。 を実在が提示した場合は、当該施設へ搬出することができる。ただし、当該施設への変更 については録ぎ要更の対象としない。		■ 単要機器は次の毛のを示す。		空気調和機 レタンチャンパー コニット形 冷温水 円形指示計	
野栗(coffを付けたものは、本丁事あるいは既設設備の概要を示すもので、仕様を担定するものではない。	3.建設発生土の処理			· 松水羅葵 () · 排水羅葵 ()		空気調和機	
選要(○印を付けたものは、本工事ある)は成競設備の概要を示すもので、仕様を規定するものではない。 ② ○ 「種別	1	構外振出の張出先は監督職員との協議による。 ・本工事は、建設発生土情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事で		- 接気機器 - 空調機器 - 熟療機器 - 防災設備 - 筋炎機器 - 防災設備 - 危険制能器 - 火を使用する設備 - 光線機器 - 水水を用する設備 - 溶解器と上に設置する機器 - 消火設備 (消火用充水槽) (2)設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とした値とする。	44 때明法 冒計	ヘッダー 円形指示計	
上要熱源機器 · マルチバッケージエアコン方式		・本工事は、建設発生・情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たっては土量、土質、土工期等に変更が有った場合、速かに当該システムのデーター更新を行うものとする。尚、これにより難い場合には、監	9 勾 配	(2) 取割が増加型を戻りは、放割が水平が振りが1/2とした値とする。 排水管の勾配は原則として、呼び径65以下は最小が50とし、勾配を確保出来ない場合は ドレンアップにより逆勾配又は凹凸部のないようにする。	11.瞬間流量計	瞬間流量計はビトー管方式によるもので、止水コック付とし、図示の位置に取り付ける。 なお頻間流量計の形式は、(・ 固定式 ・ 着談式)とする。 着脳式の場合、(40A 個 100A 個)を付属する。	
自動制御方式 ・電気式 ・ デジタル式 ・ 中央監視制御 給水方式 ・ 水道直絡方式 ・ 受水槽方式 ・ 圧力タンク方式(・ 上水 ・ 井水)	4)環境への配慮		20配管	ドレンアップにより逆勾配又は凹凸部のないよつにする。 (1)呼び径60Su以下のステンレス鋼管の継手は、下記による。	12.油面制御装置	制御盤には、・絵油ボンブ制御・返油ボンブ制御・漏えい検知警報	
・ 水道直結方式 ・ 受水槽方式 ・ 圧力タンク方式(・ 上水 ・ 井水) ・ ポンフ直送方式 ・ 増圧給水直結方式		国等による環境物に等の調達の推進等に関する法律(以下「グリョン購入法」という。かに基づく特定調達品に等に関する対断の基準は、「遺物物品等の調達的推進に関する基本が 針(平成3 0年 2月間議決定)」による。ただし、東日本大震災の影響、はまり、特定調達品 日等の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。 がリージ購入法(平成12 年法律第 10 回号)に基づく環境物、国等の調達の推進に関する 基本分針における公共工事の配慮事項(「資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、 再本利用の容易支及攻撃等的の負荷低光配慮されていること。」、「包含すること、 本工事の建築物の部に使用する機材をは、設計図書に規定する所奏の品質及び性能を有す ス土はた。 グルーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(1)呼び径60Su以下のステンレス鋼管の継手は、下記による。 メカニカル形質継手(拡管式 プレス式) (2)建物導入部配管の変位吸収方法は標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。		制御盤には(・・給油ポンプ制御・・返油ポンプ制御・・漏えい検知警報・ ・満油警報・週海警報・連隔警報・電磁井制御)の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。 また、フロートスイッチ部はステンレス鋼製(油面検出部)とする。	
水方式		目寺の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。 グリーン購入法(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する 其末夫似におけるのサナー東の利達事項を「「姿対の横石取び突撃は、可能な限り第号であって		· (a) · (b) · (c) (c) (3)溶接部の非破壊検査 · 不要 · 要()	③保温及び消音内!		
建物外放流先 污 水 (・ 下水管直放流 ・) 維排水 (・ 下水管直放流 ・)		至今月割にのける公共工事の乱慮事項(「員材の価色及び合給は、引能な限り間勿とのプと、 再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」)に留意すること。 本工事の建築物内部に使用する機材等は、設計図書に規定する所事の品階及7件能を有す。	① 地中埋設標等	(1)地中埋設標		・ 遅初内の全式板さ官の休温は全式板さ対家官から全式板さ井まじてりる。 ・ 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりポイラー等への補給水管の保温は、標準仕 接黒第2線3 1 4の単水管の頂による	
		本上等の建来例の調に使用する物例では、既訂図書に必定する引表でいま員及びほ配と育すると共に、次の1)から4 を満たするのとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質連材、コリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩増材、断熱材、塗料、仕上途材は、アセトアルデビト及びスチレンを発放しない又は発放が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた対象を使用する。	②.弁 類	特記のない弁は、JIS又はJV 5 Kとする。 油系に使用する弁は、10 K (マレアブル弁等)とする。 水道直転給水配管系に使用する弁は、JIS又はJV 10 Kとする。 ステンレス観管に取り付ける呼び径65以上の弁は、ステンレス製とする。		接続では、 ・ 影楽電子を発放き管の場合と対象を引き、 ・ 影楽電子を発放き管の場合とから、 ・ 最新というでは、標準性 様書を発送される。 ・ 連物内の空気抜き管の保温は、標準性機書第2線3.1.4の選水管の頃による。 ・ 空気調和機及のグランコイルユニットの排水管の保温は、標準性機書第2線3.1	
1. 「保証 は 1. 「 1. 「 1. 「 1. 「 1. 「 1. 」		クルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極		水道直結給水配管系に使用する弁は、JIS又はJV 10Kとする。 ステンレス鋼管に取り付ける呼び径65以上の弁は、ステンレス製とする。		.5の排水管の頃による。 ○ 冷媒管の保温外装は下記による。	
プスの種類 ・ 都市ガス (種別13A , 発熱量 MJ/m (㎡),供給事業者名 東邦ガス) ・ 液化石油ガス		めてツない材料で、設計図画に規定9 る・ハルムアルテヒトの放散量」の区がに向した材料を使用する。 2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルペンゼンの含有量が少ない材料を		収付位置は図示による。 ○ ペローズ形 ・ スリーブ形		屋内露出(・標準仕様書による・・カラーラッキング 屋外露出(・・標準仕様書による・・保温化粧ケース(材質:	
-		(七月する) 3)接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ・n・ブチル及びフタル酸ジ・2・エチルヘキシル等	⑤天吊り機器等	支持母体より吊長さが1.5mを超える場合は揺れ止め支持を行う。		・ 空気調和機及りファンコイルニュットの排水管の保温は、標準任度書第 2 編 3 . 1	
		(仕用する。 3)接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ・n・ブチル及びフタル酸ジ・2・エチルヘキシル等を含有しない嚢構発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 4)1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルテヒド、アセドアルテヒド及びスチレンを発敵しないが、発敵が極めて少ない材料を使用したものとする。	66保 温	更新機器等の支持材は既設流用(補助金物の使用を含む)としてよい。 標準仕機畫第2編によるほか次による。ただし各工事種目で別に指定されたものは除く。		・ 外気ダクトの保温要 (保温の厚さ25mm、範囲は図示による) ・ 排気ダクトの保温要 (保温の厚さ25mm、範囲は図示による)	
		アヒト、アセトアルアとト及び人チレノを完敵しないが、完敵が極めて少ない材料を 使用したものとする。 また。設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。		・ 多湿箇所 室 名:・ 共同溝内 ダクト:配管:	1.ダ ク ト	・低圧ダクト ・ コーナーボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分) ・ アングルフランジ工法	
		規制対象外 ・建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアル	⑦塗 装 280はつり	居室・廊下等見えがかり部分の露出配管は原則として塗装する。 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモン	換 気 :::::::::::::::::::::::::::::::::::	・ 高圧1ダクト(適用範囲は図示による) ・ ステンレスダクト及び塩化とニルダクトの適用範囲及び仕様は図示による。 ・ 厨房系統の排気ダクトは標準仕様書より一番手厚いものを使用する。	
		デヒド発散建築材料以外の材料 ・建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料	⑩.電線類	ドカッターによる。 電線及び E M ケーブルの規格は標準仕様書第 4 編 1 . 5 . 1 表 4 . 1 . 1 1 による。	備 2.風量測定口	・ 厨房系統の排気ダクトは標準仕様書より一番手厚いものを使用する。 取付位置 ・ 図示した位置 ・	
		第三種 ・建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ・建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料	卸その他	電線類は、EMケ・ブルを使用する。(機器 盤類を除いてもよい) あと施工アンカーの施工後確認試験は、「公共建築改修工事標準仕様書	3.ダンパー	取り位置 · 図がりた位置 · 空気調和設備の当該項目による。	
	5.室内空気中の化学	・ 中中中に中のナルノフルプレル トルテン、ナントン、ティルメンゼン、フィトンの連座を		(建築工事編)」(平成28年度版)8章12節5項による。	4.シールする排気 ダクトの系統	・ 厨房系統 ・ 浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) 系統	
	物質の濃度測定	「全日で、	①既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。	5.チャンパー	・空気調和設備の当該項目による。	
		別に対象室 ・ 岡 正	改 ②施工調査 修 関	事前調査 ① 本工事 別途 調査項目 ① 跌存資料調査 調査範囲 方法	6.保温	次のダクトは保温を行う。 ・全熱交換器の外気グクトの保温要 (保温の厚さ25mm、範囲は図示による) ・ 多湿面所のダクトの保温要 (保温の厚さ25mm、範囲は図示による) ・ 厨房及び湯沸室の排気ダクトの保温要(保温の厚さ50mm(RII)、範囲は図示による	
	⑥材料・機材等	無止側用数 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等の ものでする。ただし、同等のものとする場合は、あらかしめ監督職員の系統を受ける。 別表、1に指定する機材等が記載された製造業者等は次の1)から6 3 水で評価されたこと ですものとし、この証明となる資料又はが機関が発行する品質及び性能等が評価されたこと を示す書面を提出して監督職員の家庭を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているも のは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2)生産施設及い品質の管理が適切に行われていること。 (3)安定的な供給が可能であること。 (4)法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 (5)製造又は施丁の実績があり、その信頼であること。システムとして機能するものに あっては、システムの構築能力があり、現境での施工体制が整えられていること。 と、配管、保守等の言葉体制が整えられていること。と、システムとして機能するものに あっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。	係 事 3.仮設間仕切	仮設間仕切は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。種別(・ A種 ・ B種 ・ C種		・厨房及び湯沸室の排気ダクトの保温要(保温の厚さ50mm(RIII)、範囲は図示による	
		別表 - 1に指定する機材等が記載された製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたこと	^{- 貝} ④ 養生 5 既設ダクトの亜利	│ 既存部分の養生は、改修標準仕様書第1編3章による。 用 改修標準仕様書第3編2.2.8「既設ダクトの再利用」による。	1.ダ ク ト 排 2.排煙口の形式	・ 亜鉛鉄板 ・ 普通鋼板 (厚1.6 mm) ・ モ共取付 (・ スリット彩 ・ パネル彩)	
		を示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。_	6.非破壊検査等	ダクト内清掃 ・ 行う ・ 行わない	理 設 備 3.排煙口開放装置	- ・ 天井取付(・ スリット形 ・ パネル形) ・ 壁取付(・ スリット形 ・ ・) ・ 電気式 (遠隔復帰 ・ 要 ・ 不要) ・ ワイヤ・式	
		(1) 品質及び住職に関する試験ナータが整備されていること。 (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 (3) 生産が対性体材質的ですること。	0. 非版本区直号	放射線透過検査等による埋設物の調査は(・要・不要)とする。 範囲は監督輸員の計算がよる。なお、検査費は別途とする。	4.排煙風量測定	望築設備定期検査業務基準書平成20年版((一財)日本建築設備・昇降機センター) の排煙風量の検査方法に準じる。	
		(4)法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 (5)制造又は施丁の宝鏡があり、その信頼性があること。	⑦試験	(1)各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2)新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。			
		(6)販売、保守等の管業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。	8 撤去工事	撤去する配管、ダクト等の保温は分離する。 撤去する配管、ダクト等の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。 石錦舎負が網査 ・ 本工事 ・ 別途工事 石錦徹去方法 ・	自 2.中央監視制御装置 動 2.中央監視制御装置 制 の構成・機能		
	7.技能士の適用	・配管(配管工事) ・建築板金(ダクト製作及び取付け) ・熱絶縁施工(保温工事) ・冷凍空気調和機器施工(チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付及び整備)		日辞2月7が間直 ・ 41事 ・ 別述1事 日辞撤去方法 ・ 図示による	制 の構成・機能 御 3.電気計装用配線	屋外、屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠べいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。	
	8.足場その他	・ 別却幼の関係受注者(下誌け下車の提合け売誌け)が定署したものけ無償で使用できる。	(9.)冷燥(ブロン類)の回	収冷凍機等の撤去に伴う冷球の回収方法は、改修標準は稼ぎ第3編2.4.3 により、次の書類の写しを監督職員に提出する。 ○ スロントの回収行経済事業	備	大井内隠へいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。	
		本学 で設置する。「「暗り」デザジャーコンには「ハルモン」に しいは 「いっぱい ステージ (大学の) 大手 リルデースに関する カイトライン 」に基づく 足場の設置 に当たっては、同ガイドラインの別述「・手すり 先行上流による足場の単立て等に関する基準」における 2		収冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3 により、次の書類の写しを監督職員に提出する。 ○ フロン回収行程管理表 ・ 特定家庭用機器廃棄物管理票 (家電リサイクル券) 撤去する前にフロンを屋外側ユーットに乗める作業 (ポンプダウン)を行う。 パッケージ形空気調和機の移送等により、冷候の回収が必要となる場合においても上記 に書して冷性のよきなの人の単立によると様本は「2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~		ロンガスの管理について	
		の(2)手9 リ掂直万式又は(3)手9 リ専用走場万式により行つ。 改修標準仕様書第1編2.2.1より足場の種別は以下による。		に生じては殊の人が中への原山を防止する損量を誤しること。		るフロンガス類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を 津」により管理及び施工すること。	
		・ 内部足場 (・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 種) ・ 外部足場 (・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 種)	①設計温湿度	外 気 屋内(調整目標值) 一般系統 一般系統			
	9.埋戻し土及び盛」		気調	温度(D8) 温度(D8)			
	①.軽微なる変更	現場の納まり取り合い等の関係で、材料の寸法位置、取付寸法、取付員数の増減は、 軽微なる変更とし監督員の指示に従う。この場合、請負金額の変更は行わない。	和	L			
	① 官公署その他へ 届出手続	の 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等は、 受注者が遅滞なく行う。	и П		Гэ	事名	
					-	可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事	
					B	面名	1
						機械設備工事特記仕様書	1,
							縮尺

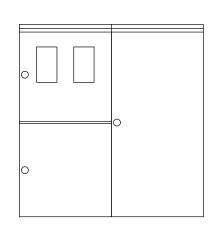


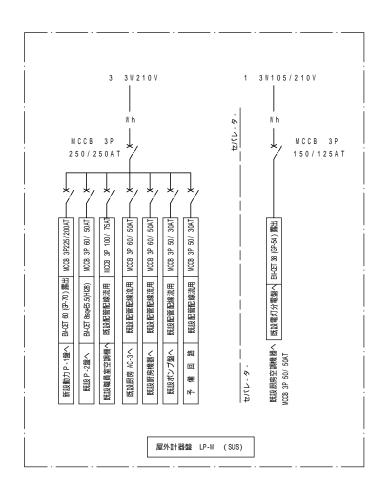


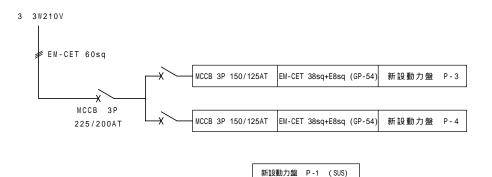


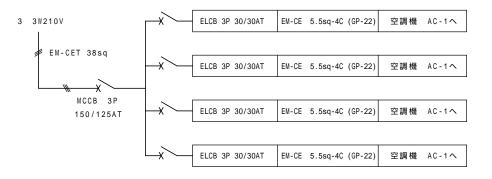
	章 項 目	特 記 事 項 章	項 目	特 記 事 項	章 耳	頃 目	特 記 事 項		
_{工事名称} 可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事		、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書 面を提出して監督職員の承諾を受ける。 品質及び性能に関する試験データを整備していること。		特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設 特定建設資材廃棄物の種類 再資源化等をする施設名称 所 在 地	①3 址	也中配線の 埋設深さ等	地中配線で、特記なき埋設深さは 0.6m 以上とする。 なお、地中配線には標識シート等 (2倍長以上重合せ)を設ける。		
仕 様 書 (電気設備の部)	333	生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 安定的な供給が可能であること。 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。		- コンクリート - コンクリート及び鉄から 成る建設資材 - 木材	14 /	()ンドホールの蓋	ハンドホール等の鉄蓋は、鋳型流し込みで用途名を表示する。 構内配電線路の用途名 (○ 電力 ・電力、通信) 構内通信線路の用途名 (・通信 ・)		
. 工事概要 1. 工事場所 可児市瀬田981番地 2. 建物概要	棚 3 足場その他 掘	 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ・別契約の関係受注者(下請け工事の場合は元請け)が定置したものは無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 「手ずり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手ずり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2 		・アスアッル、ユクサート 届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設(同種の再資源化等を行う施設に限る。)を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。	15 電	電力・電話の 引き込み	電力及び電話引き込み線の引留方法、位置については電力会社及び電 ち合わせのうえ監督職員と協議により施工する。また、外線工事負担 を監督職員に速やかに行う。		
建物化移 横造及び階数 国: 近面積 建: 近面積 清海かの週刊 傷 考 可見市立瀬田幼稚園 鉄骨造 平度建	(4) 施工図等	の(2)手すり掲置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)第1編第1章2.2.2より足場の種別は以下による。 ・ 内部足場 (・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 種) ・ 外部足場 (・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 種)	11 建設発生土の処分	 構内敷きならし 本工事は、建設発生土情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象 工事であり、受注者は、工事の実施に当たっては土量、土質、土工期等に変更が有った場合、速やかに当該システムのデーター更新を行うものとする。尚、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。 	1 照	照明制御 総合動作試験	照明制御の総合動作試験は次に示す事項について行い、監督職員に試 承諾をうける。 - 目標照度設定のための各調光センサー(夜間及び日中) - 在不在制御機能の動作及び動作時間設定のための調光人感セン - タイムスケジュール制御における点滅及び調光制御の動作確認	y –	
建物別及び屋外		うち、下記の原図及び権与図(1部)を監督職員に出ばする。ただし、製作図等で原図として提出ができないものは、原図に代わるものとしてよい。なお、施工図等の著作権に係わる該当建物に限る使用権は、発注者に移譲する。 機器製作図 一式 制御システム図 一式 試験成績書 一式 機器・配管固定の施工図 一式	12 室内空気中の 化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度 を測定し、監督職員に報告する。 なお、測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定時期 ・工事着手前 ・施工終了時 測定対象室 ・図 示 測定箇所 ・図 示		須度測定	・ 外光センサーによる点滅及び調光制御のための動作確認注)上記試験項目は全数確認とする。 - 般照明の照度測定を(箇所)測定し、監督職員に報告する。 なお、測定する場所は、監督職員と協議とする。		
・雷保護設備・受変電設備・電力貯蔵設備・発電設備	⑤ 完成図等	完成図(オリジナルファイルも提出)にPDF形式を加える(PDFは177/Mにまとめる) PDFより縮刷製本を作成。保全に関する資料を含め、部数等は監督職員の指示による。	13 天井仕上区分		(arg	光電機回路用コンセン ト	発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものと	する。	
・構内情報通信網設備	6) 電源周波数	⊙ 6 0 Hz · 5 0 Hz	① 電気工事士	最大電力 500 kW 以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。	4 2	電動機等の接地	金属管配線において、電動機容量 7.5kW 以下は金属管を接地線とす	- కె.	
- 構內交換設備 - 情報表示設備 - 吹像·音響設備 - 拡声設備	⑦ 耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。	② 機器姿図	姿図の形状及び寸法は、概略を示す。	5 分	分電盤・実験盤	本工事の分電館・実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器の寸法と定格 : 附属書次(参考)「電灯分電盤用協約形回路遮断器」による。 また、温電遮断器の寸法と定格は、JISC 8201-2-2: 附属書次(参考)		
・ 誘導支援設備 ・ テレビ共同受信設備		1)設計用水平地震力 機器の重量 [kgf]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。	(3) 呼び線	長さ 1m 以上の入線しない電線管には、1.2mm 以上の呼び線を挿入する。			約形回路遮断器」による。		
・ 監視カメラ設備・ 駐車場管制設備・ 防犯・入退室管理設備		なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度 ・ 特定の施設 ① 一般の施設 ・ 特定の施設 ① 一般の施設 ・ 特定の施設 ② 一般の施設	4 759917°	フラッシュプレートは、図面に特記なき場合は次による。	6 1	インバータ装置の 規約効率	三相可変逮運転用インパータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kii) 0.4 0.75 1.5 2.2 3.7 5.5 1 規約効率(%) 86.0 88.5 92.0 93.0 94.0 94.0 9	7.5	
・ 自動火災軽知政備 ・ 中央監視制御設備 ・ 南内運電線路 ・ 構内通信線路 ・ テレビ電波障害防除設備		重要機器 一般機器 単変機器 一般機器 一般機器 2.0 1.5 1.5 1.0 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.0	(5) 電線本数・管路等 (6) 金属管の塗装	分電盤、制御盤、端子盤などの二次側以降の配管経路、電線の太さ、電線本数、管径等 は、監督観長の承諾を受けて変更してもさしつかえない。 ただし、相違する場合は監督職員の承諾を受ける。 次の露出配管は、塗装を行う。			電動機出力(kil) 11 15 18.5 22 33 37 37 規約如率(%) 94.5 95.0 95.5 95.5 95.5 95.5 95.5 95.5 95	45 15.5	
・ノレし电が保査的が政権		水槽類 1.5 1.0 1.0 0.6 機器 1.0 0.6 0.4		(② 屋外の配管 ・ 直天井室内の配管 ・)	(7) ff	氏圧配電盤	IP4X、6種、50H2の電動機を駆動したときの増とする。 低圧配電盤に用いる配線用遮断器は埋込形とし、全て警報接点付きと	する。	
4. 指定部分 ○ 無 · 有 <u>対象部分</u> . 工事仕様		地下・1階 防瓶支持の機器 1.0 1.0 1.0 0.6 水槽類 2.0 1.0 1.0 0.6 ・上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の	7) 合成樹脂管配線	合成樹脂製可とう電線管(PF管)及び付属品は、タイプ - 25 のものを使用する。 なお、電力用位置ボックス類は原則として合成樹脂製とするが、コンクリート打ち込み 部分は全属製としても良い。		自家発電設備 の配管工事等	原動機・発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用 の承諾を受けて多少相違しても差し支えない。		
 上季1上标 1 共通仕様 (1)図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の下記仕様書等のうち。 		場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 ・中間階とは地隔 1階を除く各階で上層階に該当しないもの ・重要機器は次のものを示す。 ・配電盤 発電装置(防災用) - 直流電源装置	⑧ 薄銅電線管	ただし、金属製とする場合は当該ボックスには接地を施すものとする。 薄銅電線管は表示されているものと同一外形のねじなし電線管を使用しても良い。 但し、屋外は除く	9 太	太陽電池アレイ の設置	太陽電池アレイの配置が決定した際、周辺環境への影響(日影・反射: に報告すること。	光等)を監督職員	
() 図園及の行動に依似に記載とれていない事項は、国工文団自入民主房主庁書籍部の下記は核画寺のづら、 町が付いたものによる。		・ 配電盤 - 邦電表重(防灾用) - 直流電源装置 - 交流無停電電源装置 - 交換機 - 自動火災報知受信機 - 中央監視装置 - 総合盤 - 放送架 	9 保護管 10 最上階の 埋め込み配管	但し、屋外は除く ケーブル配線の保護管は、標準仕様書の全属管配線、合成樹脂管配線の頂による。 最上階の天井スラブへの埋め込み配管は、原則として避けるものとする。	10 15	殳備機器容量等	本工事及び別契約の関連工事において設備機器容量等が相違する場合 の施工及び機器製作前に監督職員と協議し、指示を受けること。	は、関連する設備	
(2)機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を		2)設計用鉛直地震力	(1) 機器取付高さ	図面に特記無き場合は、次表の「機器標準取付高さ」による。	1 辰	司 線	局線の新増設移転の手続きは、本工事とする。		
(2) 機械設備工事なり建築上事を予工事に含む場合、機械設備工事及り建築上事はそれぞれの特記仕機器を 適用する。 なお、機械設備工事の特記仕様は(/ ~ /)図、建築工事の特記仕様は(/ ~ /) 図による。	8 他工事との工事区分	設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 図面に特記無き場合は、次表の「他工事との工事区分表」による。 「他工事との工事区分表」		「機器標準取付高さ」 名 称 渕 点 取付高さ(m) 名 称 渕 点 取付高さ(m) 名 様解計器 地上・室中)1,800-2,000 任情報表示盤 床上・中心 天用高×0.9 日の1,800-2,000 任 整件発信器 床上・中心 1,800-2,000 日本 を取ります。 という は をしまった 日本 中心 1,800 日本 を取ります。 日本 中心 1,800 日本 中心 1,800 日本	二章 2 電流・	電界強度の測定	最上階フロアのコンクリート打設前に、受信電波の電界強度測定を 3 また、その報告書を監督職員まで提出すること。	か所以上行うこと。	
2 . 特記仕様 (1)項目は、番号に 印の付いたものを適用する。		他工事との取合い 電気設備工事 機械設備工事 建築工事		勝	部 3 ケ 耕	テーブル	 EM-UTPケーブルは、使用用途が判別できるようシース色等を変える EM-CPEEケーブルは、EM-FCPEEケーブルを使用しても良い。 	らこと。	
(2)特記事項のうち選択する事項は、 印の付いたものを適用する。 (3)東海地震にかかる地震防災対策強化地域における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による		埋込分電整・端子盤・ブルボックス 横径		スイッチ(自動) 床上・中心 1,100	① 施	色工調査	事前調査 (○ 本工事 ・ 別途 調査項目 (○ 既存資料調査 ○ 既存配線-ト・ 調査範囲 (・ 図示 ○ 工事範囲)	
注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置 を調ずるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第 26 条 (臨機 の措置)によって処理されたものとする。		版製開仕切壁の位置ボックス及びその取付 発電機の基礎 屋内・屋上 屋外 屋外		T (上間) 床上・中心 500 大 1 1 1 1 1 1 1 1 1	是 ② 仮 ※	反設備工事	調査方法 (・図示 ① 目視 ・ 仮電源 ・受変電設備 ・ 発電設備 仮設備期間 ・ ヶ月 ・ 図示による)	
章 項 目 特記 事 項	1	自立型テレビアンテナの基礎(屋上) 避雷針の基礎(屋上)		領土的 領上跡 中心 150 受信機 副受信機(承上・中心 800-1,500 150 受信機・副受信機(承上・中心 800-1,500 150 1	3 複	雙生	既存部分の養生は、改修標準仕様書第1編第1章による。		
(1) 環境への配慮 1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等に関する 判断基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」による。 2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると		配線ビット及び蓋 自取開発量を取付ける防火戸の切込・補強及び「チェェク・フロワン) 照明器具・幹線等の吊ボルト用のインサート 別途機器などへの搭続(直接接続するもの)		五元開閉器箱 床上・中心 1,500 2 表示 床上・中心 2,100 数割2イッチ 床上・中心 1,300 表上・中心 3,00 表 表示 本 本 本 本 本 本 本 本 本	38e	まつり	養生範囲 (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
共に、次の から を満たすものとする。 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、経過が、		機器付属制御壁以降の配管配線(接地共) 機器付属制御盤への電源供給の液配管配線(接地共) 機器付属制御盤への操作回路の液配管配線 天井型 FU 及び全路及路将数県と操作スイッチとの運転管配線		壁掛形線時計 床上 - 中心 上端1,900以下 子時計 床上 - 中心 天末 x 0.9 水 大東 x 0.9 水 大東 x 0.9 大東 x 0.	# - 1	比応悔捺亦	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のなり モンドカッターによる。 北応博士をによる理論性の調査(・ 華 ・ 万要) トオス		
断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が 極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応 じた材料を使用する。 接着例及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を		唐朝昭から連軸御整を移で防煙ケノバに至る配管は 小便器用水装置の制御盤以降の配管記線 自動家及び電動シャッターなどの制御装置に至る配管配線 防油程 カポルトロー	(12) 接地極	整掛形スピーカ 床上 - 中心 大井高 - 0.9	5 # 6 段	F級環検省 既設との取り合い	非城壊検査による埋設物の調査(・要・・不要) とする。 なお、範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。 本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。		
		天井点検口 ・ 引渡を要するもの (・金属類 ・電線、ケーブ M類 ・ 盤類)・ 特定管理産業廃棄物 (・PC)使用機器・イオルズ 感知器 ・ 蓄電池)・ 再生資源化を図るもの (・蛍光灯 ラブ ・ 白熱灯、HID灯 ・)・ 石綿含有品 (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		<th (接地極の現格・数量="" rowspan="2" td="" というでは、)<=""><td>補足 1、既記</td><td>設天井取付の照明器</td><td>器具、自火報感知器等の取外し 再取付 が、) 設置に伴う天井張替部の照明器具、感知器等の取外し 再</td><td>再取付は本工事とす</td></th>	<td>補足 1、既記</td> <td>設天井取付の照明器</td> <td>器具、自火報感知器等の取外し 再取付 が、) 設置に伴う天井張替部の照明器具、感知器等の取外し 再</td> <td>再取付は本工事とす</td>	補足 1、既記	設天井取付の照明器	器具、自火報感知器等の取外し 再取付 が、) 設置に伴う天井張替部の照明器具、感知器等の取外し 再	再取付は本工事とす
3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」 とは次の 又は に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の 又は に該当する 材料を指す。 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアル デヒド帝散建連材料以外の材料 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三校上の認定を受けた材料 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三校上ルムアルデヒド発散建築材料 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三校	再資源化等	本丁事は「建設丁事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施 義務の対象建設丁事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設 資材の再資源化等の実施について適正な措置を調する。ただし、工事契約後に明らかに なったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により類い場合は、監管職員 と協議する。また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資 源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した 費用を書面にて監督職員に報告する。		- C種 E C 1 0 以下 EB (Da44_L1500 又は W=0_L1200) x3 道 월 ○ D種 E D 10 0 以下 E8 (Da44_L1500 又は W=0_L1200) x3 道 월 - D種 E D 10 0 以下 E8 (Da44_L1500 又は W=0_L1200) x3 道 월 - 高圧避雷器 E L H 10 以下 E8 (Da44_L1500 又は W=0_L1200) x3 道 월 - 交換装置用 E L 1 10 以下 E8 (Da44_L1500 又は W=0_L1200) x3 道 월 - 通信用 E A t 10 以下 E8 (Da44_L1500 又は W=0_L1200) x3 道 월 - 通信用 E A t 10 以下 E8 (Da44_L1500 又は W=0_L1200) x3 道 월 - 通信用 E D t 10 0 以下 E8 (Da44_L1500 又は W=0_L1200) x3 道 월		開 とす 3、その 1)	する。 の他) 撤去工事に於いて	サイズは施工時、機械設備工事納入仕様書を確認の上、機器 て、事前に施工調査を行い既設設備の状況を把握した上で施 合でも建築工事又は機械設備工事に於いて、天井張替え、壁	工するものとする
② 材料・機材の品質等 1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2) 別表 - 1に示す設備機材等の製造業者等は次の から すべて事項を満たすものとし		分別解体の方法		報告5 公日 ED t		外し 再取付等に	- 伴う既設電気設備機器の取外し 再取付、配線の再接続等		
	•		. '	'		丁事名 可児下 図面名	市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事	004	
							〔設備工事特記仕様書 	縮尺	
								S=1:100	



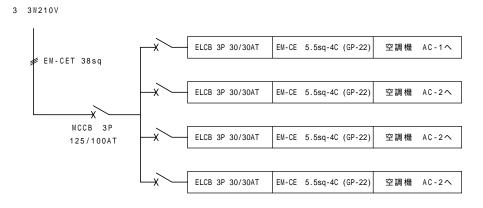












新設動力盤 P-4 (SUS)

工事名	可児市立瀬田幼稚園保育室等空調設備設置工事		
図面名	電気設備盤図図	(006
		縮尺	
			S=1:100